

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の間に答えなさい。

〔事案〕

<以下の法制度は架空のものである。>

〔1〕20XX年12月、呼吸器系感染症が例年にない規模で流行し、重症患者が多数発生し、死亡率も過去にない数値に達した。調査の結果、これが従来とはまったく異なる新型ウィルスPによるもので、既存のワクチンも薬も効果がないことが判明した。新型ウィルスPの感染経路は、感染者のくしゃみや咳（せき）で出る飛沫を吸い込むことによる飛沫感染と感染者の唾（つば）や鼻みずが手に付着することなどによる接触感染があるとされている。

〔2〕事態を重くみた政府は、新型感染症対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づき新型感染症緊急事態を宣言した（以下「本件宣言」という。）。

〔3〕法第45条2項によれば、新型感染症緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県の知事は、学校・興行場などに対して、当該施設の使用の制限若しくは停止などの措置を講ずるよう要請することができる。そして、正当な理由なくこの要請に従わない場合、知事は当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができ（法第45条3項）、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処せられる（法第79条）。

〔4〕本件宣言の対象となったA県は、飛沫感染・接触感染を防ぐために人出を大幅に減らす必要があると判断し、県内の興行場（映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設）に対して、本件宣言解除までの期間中の施設使用の停止を要請した。

〔5〕A県で私財を投入して建てた映画館を40年間営んできたXは、施設使用停止の要請に従わなかったため、A県知事より、法第45条3項に基づく施設使用停止命令を受けた（以下「本件命令」という。）。本件命令によって被る損失が甚大であるため、Xは、損失の補償をA県に対して求めようと考えたが、法第45条3項の施設使用停止命令に従った場合の損失に関しては補償規定がなく、A県のホームページ上でも、法第45条3項に基づく施設の使用制限が国民の生命・健康の保護の観点から講じられる措置であること、感染症の急激な感染拡大を防ぐための一時的な措置であること、緊急事態においては国民の多くが生活に何らかの制約を受け、施設の使用制限等も事業活動に内在する制約であることから、損失の補償はできないと説明されていた。Xは、

本件命令による営業上の損失から廃業の危機に直面するにもかかわらず、損失の補償が受けられないことに納得できず、弁護士 B に相談することにした。

問 1 憲法第 29 条 3 項の損失補償請求権の特徴を、憲法第 17 条の国家賠償請求権と比較して明らかにしなさい。

問 2 あなたが弁護士 B であるとして、憲法上の損失補償の要否の基準について判例をふまえて明らかにしたうえで、A 県のホームページ上の説明の憲法上の問題点を論じなさい。